

## 第2章 防火対象物等

### (防火対象物の取扱い)

**第2条** 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、別表1の防火対象物等の定義によるとともに防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属性に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。
- (2) 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の従属性的な部分を構成すると認められる部分」については、昭和50年4月15日付の消防庁予防課長、安全救急課長通知（消防予第41号、消防安第41号。以下「41号通知」という。）「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」の第1によること。
- (3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ又はハの号ごとに決定するものであること。
- (4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。
- (5) 不特定多数の者が出入する防火対象物のうち、銀行、調剤薬局等カウンター等により主に従業者が使用する部分と不特定多数の者が使用する部分とが明確に区分されている防火対象物については、政令別表第1に掲げる（15）項の防火対象物として取り扱うこと。
- (6) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、41号通知の第2により決定すること。

### (消防用設備等の設置単位)

**第3条** 防火対象物にかかる消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟単位とする。

- 2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを含む。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟として取り扱うものとする。ただし、当該渡り廊下、地下連絡路又は洞道が昭和50年3月5日付消防庁安全救急課長通知

(消防安第 26 号)「消防用設備等の設置単位について」第 2 の各号に該当している場合は、別棟として取り扱っても差し支えないものとする。

(床面積の取扱い)

**第 4 条** 床面積の算定は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「建基政令」という。）第 2 条第 1 項第 3 号及び昭和 61 年 4 月 30 日付建設省住指発第 115 号通達「建築基準法令上の床面積」によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造を除き、床面積に算入するものであること。なお、棚と床の区別については、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うものであること（以下次条において同じ。）。
- (2) ラック式倉庫（棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。）にあっては、各階の床面積の合計により算定すること。この場合、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。
- (3) 駐車の用に供する部分の床面積は、次により算定すること。
  - ア 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。
  - イ 昇降機等の機械装置による車両を駐車させる構造（立体駐車場）及び同方法で自転車を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。
  - ウ 政令第 13 条に規定する昇降機等の機械装置により車両を収容させる防火対象物の収容台数の算定方法について、2 段式以上の機械式駐車装置（上下 2 段以上に車両 2 台以上収容する構造のもの。）を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互の間隔が 1 m 以下にあっては、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合計し、政令第 13 条を適用するものとする。
- (4) 政令第 13 条第 1 項第 6 欄に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分」及び政令第 13 条第 1 項第 7 欄に規定する「鍛造場、ボイラ室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分」の床面積の算定については、昭和 51 年 7 月 20 日付消防庁予防救急課長通知（消防予第 37 号）「電気設備が設置されている部分等における消火設備の取り扱いについて」により算定するものとする。
- (5) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行きの 2 倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができる。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

(6) 防火対象物の一部に法第 10 条第 1 項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「危険物施設」という。)が存する場合、法第 17 条第 1 項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。ただし、危険物施設部分の消防用設備等は、法第 10 条第 4 項により設置するものであること。

(階の取扱い)

**第 5 条** 階数の算定は、建基政令第 2 条第 1 項第 8 号によるほか次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造を除き、階数に算入するものであること。
- (2) 床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので、当該部分の高さがおおむね 1.4m 以下(通常の姿勢で作業等ができない高さ)のものは、階数に算入しないものであること。
- (3) 吊下げ式車庫の階数は 1 とすること。

(無窓階)

**第 6 条** 政令第 10 条第 1 項第 5 号に定める「無窓階」については、建築物の地上階のうち消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「省令」という。)第 5 条の 2 で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。また「避難上又は消火活動上有効な開口部」とは、昭和 48 年 10 月 23 日付消防庁予防課長通知(消防予第 140 号)「無窓階の解釈について」及び昭和 50 年 6 月 16 日付消防庁安全救急課長通知(消防安第 65 号)「無窓階の有効な開口部について」により決定するものとする。

- 2 省令第 5 条の 2 第 2 項の規定に適合する開口部として、屋外から水圧によって開放できるシャッターについては、昭和 52 年 12 月 19 日付消防庁予防救急課長通知(消防予第 251 号)「シャッター等の水圧開放装置に関する取り扱いについて」によること。
- 3 営業中は、省令第 5 条の 2 で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。
- 4 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。
  - (1) 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。
  - (2) 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

(政令第 8 条の区画)

**第 7 条** 政令第 8 条に定める「開口部のない耐火構造の床又は壁」については、平成 7 年 3 月 31 日付消防庁予防課長通知(消防予第 53 号)「令 8 区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取り扱いについて」により決定するものとする。

- 2 政令第 8 条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置については、次のと

おりとする。

- (1) 開口部のない耐火構造の床及び壁で区画された部分ごとに、その用途に応じて消防用設備等を設置すること。
- (2) 開口部のない耐火構造の床及び壁で区画された部分ごとに、その面積に応じて消防用設備等を設置すること。
- (3) 開口部のない耐火構造の床及び壁で区画された部分ごとに、その階及び階数に応じて消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。

(省令第 13 条の区画)

**第 8 条** 省令第 13 条第 1 項に規定する区画については、次によるものとする。

- (1) 区画は、2 以上 の階にわたらないこと。
- (2) 区画をダクトが貫通する部分には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。
- (3) エレベーター扉は、省令第 13 条第 1 項第 1 号ハに規定する閉鎖機構に該当しないものであること。

(省令第 30 条の 2 の区画)

**第 9 条** 省令第 30 条の 2 に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものとする。なお、同条に規定する区画をダクトが貫通する場合、貫通する部分に防火ダンパーを設けること。

(消防用活動空地)

**第 10 条** 地盤面から高さが 12m 以上又は 4 階建て以上の建築物にあっては、高砂市開発技術指導基準第 7.6 に規定するはしご自動車等の進入路及び消防用活動空地を確保すること。

(非常用の進入口)

**第 11 条** 建築物の同一階が、平均地盤面が異なることで部分により階数が異なり、当該階の一部が 3 階以上の階である場合は、当該階を 3 階以上として建基政令第 126 条の 6 に定める非常用の進入口（以下「進入口」という。）を設けるものであること。

- 2 病院、ホテル、福祉施設等の就寝施設を有するものは、非常用エレベーターを設けた場合にあっても、31m 以下の階には進入口を設けること。
- 3 建基政令第 126 条の 6 第 2 号及び第 126 条の 7 第 1 号に定める「道又は道に通じる幅員 4m 以上の通路又は空地」は、次によること。
  - (1) 道は、幅員 4m 未満のものを含むものであること。

- (2) 道に面する外壁面及び道に通じる幅員 4m 以上の通路その他の空地に面する外壁面を有する建築物には、消防活動の目的から両方の外壁面に開口部を設けること。
  - (3) 庭園、屋外駐車場等は、通路その他の空地に含まれるものであること。
  - (4) 通路その他の空地は、軟弱地盤、樹木、階段状通路、塀等の進入障害又は外壁後退による架梯障害にかかわらず通路、空地等に含まれるものであること。
  - (5) 公園その他の広場が存するものであっても、当該建築物の敷地でない場合は、通路その他の空地に含まれないものであること。
  - (6) 幅員 4m 以上の通路によって道に通じている建築物の中庭は、当該中庭が通路その他の空地に含まれるものであること。
- 4 進入口の間隔は、40m 以下とし、かつ、進入口の設置を要する外壁面と進入口の設置を要しない外壁面との境界から 20m 以内とすること。
- 5 進入口のバルコニーに手すりを設ける場合は、その高さはおおむね 1.1m とすること。なお、建基政令第 126 条の 7 第 1 号から第 7 号までに適合する屋外階段の踊り場又は外気に開放された廊下、ベランダ等は、バルコニーとして扱えるものであること。

(代替開口部)

**第 12 条** 建基政令第 126 条の 6 第 2 号に定める「窓その他の開口部」(以下「代替開口部」という。) は次によること。

- (1) 床面から代替開口部の下端までの高さは、おおむね 1.2m 以下であること。
- (2) 窓に手すり等を設ける場合は、手すりから上部の部分を窓の有効面積とすること。
- (3) 代替開口部は、進入口と併設することができるものであること。この場合、代替開口部と進入口の間隔は 25m 以下とすること。
- (4) 代替開口部の構造等は、第 6 条第 1 項の例によるものであること。
- (5) 代替開口部相互間の距離は、おおむね 10m 以内とすること。

(非常口等のとびら)

**第 13 条** 政令別表第 1 の (1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ、(16) の 2 項及び (16) の 3 項に掲げる防火対象物(以下「特定用途防火対象物」という。)に設置する条例第 42 条の 2 に規定する防火戸のとびら(以下本条において「非常口等のとびら」という。)には、避難方向の面に次による緑色の表示を行うものとする。

- (1) 表示を必要とする非常口等のとびらは、次のとおりとする。
  - ア 特別避難階段、避難階段のとびら
  - イ 階段室、廊下及び通路部分、若しくは防火区画に設けられたくぐり戸付防火戸(シャッターを含む。)のくぐり戸
  - ウ 避難橋、屋外階段及び避難用タラップ等に通じるとびら
  - エ その他前各号に準じるとびら

(2) 表示の方法は次によること。

ア とびらは避難方向の地を緑色の範囲は、マンセル記号のうちに次によること。

(ア) BG (2.5 以下に限る)

(イ) G

(ウ) GY (5 以上に限る。)

(エ) 明度は 3 以上 8 以下であること。

(オ) 彩度は 3 以上であること。

イ 文字の大きさは、5 cm 平方以上とし、「非常出口」「非常階段」又は「避難用タラップ」

等と明示すること（塗料又は材料は、反射性を有するものを原則とする。）。

ウ 文字の高さは、床面から 1m 以上 1.5m 以下とし、横書きを原則とする。

エ 壁等と同色系統の場合にあっては、とびらの周囲を白色の線（幅 10 cm 以上）で識別すること。

オ ガラス戸等にあっては、ガラス部分に幅 12 cm 以上、長さはとびらの幅とし、前各号に準じて明示すること。

(3) とびら又はくぐり戸の設けられている床面には、その回転半径以上の線等で明示し、空間を確保すること。

(4) シャッター等の降下する床面には、その幅以上の線で明示し、空間を確保すること。

(5) 避難の用に供する手すり等の全部又は一部を緑色にすること。

（特例基準の適用）

**第 14 条** 政令第 32 条による消防用設備等の設置に関する特例基準の適用にあたっては、次に掲げる運用通知等を判断基準として消防長が決定するものとする。

(1) 昭和 38 年 9 月 30 日付消防庁予防課長通知（自消丙予発第 59 号）「消防法施行令第 32 条の特例基準等について」

(2) 昭和 50 年 7 月 10 日付消防庁安全救急課長通知（消防安第 77 号）「既存防火対象物に対する消防用設備等の特例基準」

(3) 昭和 51 年 9 月 27 日付消防庁予防救急課長通知（消防予第 73 号）「既存の卸売専業店舗に対する消防用設備等の特例基準」

(4) 昭和 52 年 1 月 10 日付消防庁予防救急課長通知（消防予第 5 号）「既存の病院、診療所等の病室等に対する消防用設備等の特例基準」

(5) 昭和 62 年 10 月 27 日付消防庁予防課長通知（消防予第 188 号）「既存の病院に対する消防用設備等の技術上の特例基準」

(6) 昭和 62 年 10 月 27 日付消防庁予防課長通知（消防予第 189 号）「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準」

(7) 昭和 62 年 12 月 4 日付消防庁予防課長通知（消防予第 205 号）「既存の社会福祉施設等において、屋内消火栓設備をスプリンクラー設備に改造し設置する場合等における留意

事項について」

- (8) 平成 2 年 8 月 1 日付消防庁予防課長通知（消防予第 106 号）「既存の物品販売店舗に対する消防用設備等の技術上の特例基準」
- (9) 平成 7 年 10 月 5 日付消防庁予防課長通知（消防予第 220 号）「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」
- (10) 平成 9 年 4 月 15 日兵庫県下消防長会制定の「兵庫県下消防用設備等の特例基本基準」
- (11) 平成 11 年 5 月 28 日付消防庁予防課長通知（消防予第 123 号）「既存の有料老人ホームに対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」
- (12) 消防庁から示達される質疑応答

2 仮設建築物（建基政令第 85 条各項に掲げる仮設建築物をいう。）で、その存続期間が 6 月末満のものにあっては、次章の規定は適用しないことができる。

3 工場等における大規模建築物内部に存する事務所等の用に供する独立した建築物（以下この項において「建屋内建屋」という。）に関する消防用設備の設置及び維持については、次の各号に掲げる条件のすべてに適合する場合には、政令第 32 条の特例基準を適用して、次章の規定によらないことができる。

- (1) 当該大規模建築物が、兵庫県下消防用設備等特例基準適用対象物であること。
- (2) 当該建屋内建屋は、不燃性の材料で造られていること。
- (3) 操業中は、常に人が附近にいる等監視が十分できること。
- (4) 倉庫、物置等に使用する場合、出火危険の少ないもののみ収容するものであること。
- (5) 当該建屋内建屋の面積は、当該用途における消火器の設置基準面積未満であること。